

議案第71号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての任命権者の承認の基準は、市規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての任命権者の承認の基準に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例(抄)

(給料等の減額)

第8条 会計年度任用職員の給料等については、常勤職員の例により、減額することができる。この場合において、会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての任命権者の承認の基準は、市規則で別に定める。